



平成18年 5月24日

各 位

会 社 名 不二製油株式会社
代 表 者 名 取締役社長 浅原 和人
(コード番号：2607 東証・大証各第1部)
問 合 せ 先 広報室長 坂元 賢枝
(TEL 0724-63-1035)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、平成18年6月23日開催予定の第78回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)並びに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会招集にあたり、諸般の事情を考慮して合理的な地域において開催するための規定を設けるものであります(変更案第12条)。
- (2) 法務省令の規定により、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第14条)。
- (3) 会社法の規定により、定款に定めれば取締役会の書面決議が可能となることに伴い、機動的な取締役会の運営を図るため、取締役会の決議の省略に関する規定を新設するものであります(変更案第26条第2項)。
- (4) 「整備法」の規定により、当社定款に定めがあるとみなされている以下の事項を明確にするものであります。
 - ①当社は、取締役会(変更案第18条)、監査役および監査役会(変更案第29条)、会計監査人(変更案第36条)を置く旨の定め。
 - ②当社は、株券を発行する旨の定め(変更案第8条)。
 - ③当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め(変更案第10条)。
- (5) 会社法が施行されたことおよび上記変更に伴い、会社法上の用語との整合性の確保、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月23日(金曜日)(予定)
定款変更の効力発生日	平成18年6月23日(金曜日)(予定)

以 上

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 <u>当社が発行する株式の総数は、357,324,000株とする。</u> <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の一単元の株式の数は100株とする。 <u>(2) 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法によって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、357,324,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は100株とする。 (削 除)</p> <p>(株券の発行) 第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>(2) 当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿（以下株主名簿等という。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その<u>決算期の定時株主総会</u>において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(2) 前項その他定款に別段の定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者としてすることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>(2) 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、その他の株式事務は、名義書換代理人</u>に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、<u>必要あるときは、随時に臨時株主総会を招集する。株主総会は、本店の所在地または隣接する地のほか大阪府泉佐野市において、これを招集することができる。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会</u>において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>(2) <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人</u>に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱および手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。株主総会は、大阪府においてこれを招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(議長) 第12条 <u>株主総会の議長は社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにかわる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の要件) 第13条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(2) <u>商法第343条による特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 <u>株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</u> <u>ただし、株主または代理人は、総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長) 第13条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>(2) <u>株主総会において、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第15条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(2) <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の員数及び選任)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(2) <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> <u>この選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> <u>ただし、取締役の選任については累積投票によらない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第18条 (条文省略)</p>	<p>(2) <u>前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(2) <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(3) <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第20条 当社は取締役会の決議により、会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。 会社を代表する取締役は取締役会で定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第21条 前3条のほか、取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>(3) 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、会長1名および副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の員数及び選任)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(2) 監査役は株主総会において選任する。 この選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第23条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第24条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第26条 前条のほか、監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第29条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数および選任)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(2) 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(3) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(2) <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第36条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第27条 当社の営業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当および中間配当)</p> <p>第28条 利益配当金は、毎年3月31日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</p> <p>(2) 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し中間配当をすることができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を支払う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>転換社債の転換と配当金</u>)</p> <p><u>第29条</u> <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第30条</u> <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(<u>期末配当金および中間配当金の除斥期間</u>)</p> <p><u>第43条</u> <u>期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(2) <u>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>